

令和6年度 大分市地域防災計画の主な修正点

総務部防災局 防災危機管理課

1. 修正の基本的な考え方

災害対策基本法や防災基本計画、県の地域防災計画など関係法令や他の計画との整合性を図るとともに、近年の災害対応等における課題を踏まえ計画を修正し、各対策部において災害対応を的確に行える体制を整備する。

2. 見直しの視点

(1) 国、県、市の各種計画等との整合性の確保

- ①国の防災基本計画修正（令和6年6月28日修正）
- ②大分県地域防災計画修正（令和6年9月修正）

(2) 近年の災害対応を踏まえる

(3) その他

3. 修正（素案）の主な概要

(1) 国、県、市の各種計画等との整合性の確保

- ①国の防災基本計画修正に伴う修正
- ②大分県地域防災計画の修正に伴う修正

(2) 近年の災害対応を踏まえた修正

- ①令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- ②南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた修正

(3) その他

関連する法令の改正を踏まえた修正

- ①活動火山対策特別措置法の改正
- ②医療法の改正

(1) 国・県・市の各種計画等との整合性の確保

①国の防災基本計画修正に伴う修正

避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

修正の背景

近年の災害では、住宅の被害や電気、水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生している。

防災基本計画の修正内容

(ア)避難所外被災者の把握

【概要】状況把握の取組を円滑に行えるよう事前の実施主体間の調整、対象者や優先順位付け等について、あらかじめ検討するよう努める。

(イ)在宅避難者に対する支援拠点

【概要】在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等の方策を検討するよう努める。

(ウ)車中泊避難者に対する支援

【概要】車中泊避難を行うためのスペースの設置等の支援方策を検討するよう努める。

これらを踏まえた本市の対応

(ア)避難所外被災者の把握について

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。ことを追記した。

(風水害等対策編)

(イ)在宅避難者に対する支援拠点について

食料の供給は、被災者救援部が原則として指定避難所で実施し、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、物資支援部及び地域対策部と、密接な連携を図りながら実施する。(大分市地域防災計画抜粋)

本市では、上記のように食料、生活必需品等の供給に関して、指定避難所で実施することとしているが、指定避難所を在宅避難者等の支援のための拠点として使用することを明記した。

(風水害等対策編)

(ウ)車中泊避難者への支援について

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難の支援方策を検討するものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。ことを新たに記載した。

(風水害等対策編) 4

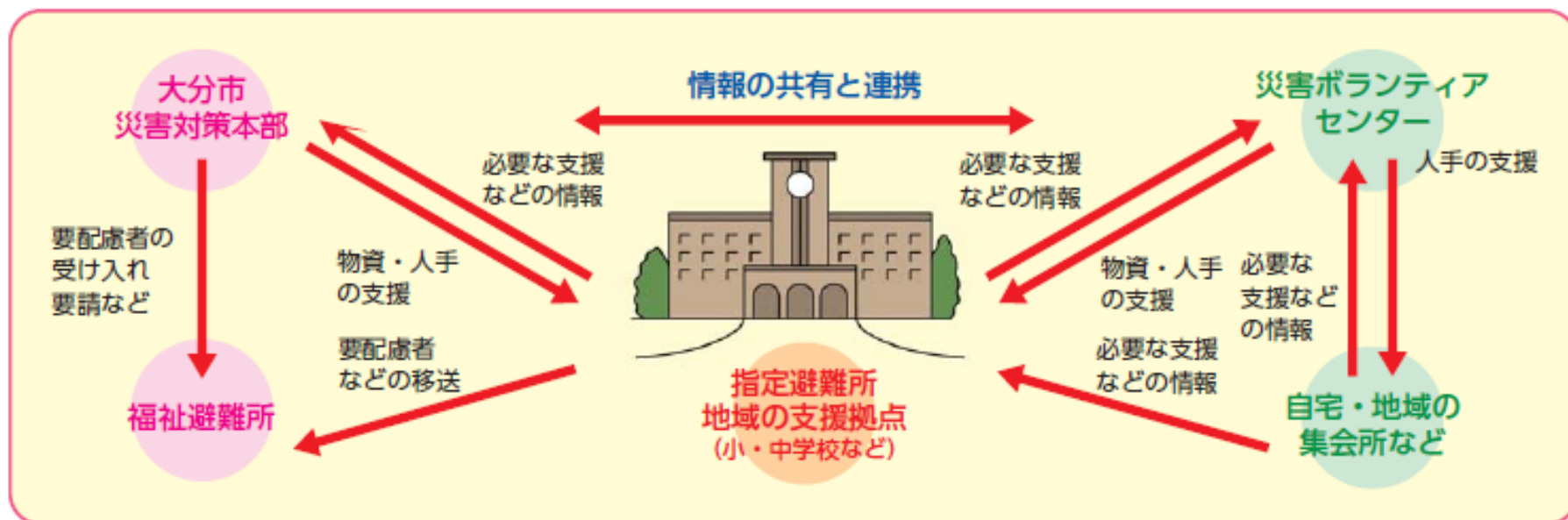
指定避難所の機能

指定避難所を拠点とした情報・物資・人の流れ

災害時、自宅の被害が軽微な場合の在宅避難など、避難所以外で避難生活する場合にも、断水や停電などで支援が必要になることがあります。

指定避難所には、地域の支援拠点としての役割もあり、避難所以外の避難者に救援物資や支援情報などを提供するとともに、状況によっては給水拠点や救護所が設置されることもあります。

また、電話が使用できない場合などは、指定避難所を中心として安否確認を行うこともあります。



本市作成「わが家の防災マニュアル」抜粋

水害対策の強化

修正の背景

近年増加傾向にある狭い範囲で短時間に大量の雨をもたらすゲリラ豪雨などに見舞われると、周囲から大量の雨水の流入もあり、アンダーパスの冠水は急激に進み、進入した車両が立ち往生する事例が発生している。

これらを踏まえた本市の対応

道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化について

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等の促進に努める。ことを追記した。

(風水害等対策編)

(1) 国・県・市の各種計画等との整合性の確保

②大分県地域防災計画修正に伴う修正

被災者支援の強化

修正の背景

昨今の自然災害の頻発化、激甚化の傾向、超高齢化社会の到来、地域のつながりの希薄化が進む可能性等を鑑み、生活再建までを見据えた、被災者一人ひとりの被災状況等を把握した上で永続的に支援することが必要とされている。

また、災害ケースマネジメントを実施することにより、避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡する「災害関連死」を減らす一助になると考えられている。

大分県地域防災計画の修正内容

・被災者の生活再建までを見据えた支援

【概要】災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

これらを踏まえた本市の対応

被災者の生活再建支援等

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。ことを新たに記載した。

（風水害等対策編）

災害ケースマネジメントとは

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅	災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内）			
	支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ			
	人材確保・育成、研修実施			
	災害ボランティアセンター設置・運営			
		支援拠点の設置・運営		
被災者支援		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用		
	アウトリーチ等	○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
		※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		支援へのつなぎ等	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、土業団体、NPO等
		災害ケースマネジメント 情報連携会議	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等

【災害ケースマネジメントの実施の流れ】

「災害ケースマネジメント実施の手引き」(内閣府作成)より引用

(2) 近年の災害対応を踏まえた修正

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

令和6年能登半島地震に係る検証チームによる災害検証において、被災地の状況把握の困難性、避難所における生活環境への配慮、物資輸送拠点の運営についての課題が明らかになった。

通信環境の確保

修正の背景

孤立した地区に対して、早期の状況把握を可能とするため、衛星インターネット等の活用により、通信環境の改善が見られた。

国・県の計画の修正内容

・衛星インターネット等の活用

【概要】衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。

これらを踏まえた本市の対応

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市が保有する衛星携帯電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の活用も検討する。ことを追記した。

(風水害等対策編)

衛星通信によるインターネット機器の例

「Starlink」(スターリンク)

低軌道に打ち上げた多数の衛星により、高速で安定したインターネット環境を実現。アンテナと電源があれば、山間部や災害現場など、どこでもインターネットに接続可能。

災害時応援協定の締結

(株)アクティオ大分営業所と「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結
(平成30年3月20日)

【協定内容】

災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合における(株)アクティオ大分営業所が保有する水中ポンプ、発電機その他のレンタル機材の提供に関する協定。

避難所運営

修正の背景

上下水道が復旧していない災害発生直後でも使用可能な簡易トイレ、携帯トイレの備蓄や、より快適なトイレの設置に加え、避難所の開設直後から避難者の快適な生活環境を確保することが必要とされている。

国・県の計画の修正内容

・より快適なトイレの設置への配慮

【概要】簡易トイレや、携帯トイレ等の備蓄、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

・パーテーション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

【概要】長期避難が必要となった際に指定避難所開設当初からパーテーション、ベッド等を設置するよう努める。

これらを踏まえた本市の対応

- ・より快適なトイレの設置への配慮
- ・パーテーション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

- ・簡易トイレや携帯トイレ等の備蓄や、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。
 - ・避難の長期化に伴い必要に応じてプライバシーの保護や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保に努める。
 - ・避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。
- 以上を追記した。

(風水害等対策編)

携帯トイレ、簡易トイレの追加備蓄

R5年度に携帯トイレ10万回分、簡易トイレ(プラスチック段ボール製)500基を追加購入したことにより、現有数は携帯トイレ20万回分、簡易トイレ1,000基となった。

避難所等整備事業

新しい地方経済・生活環境創成交付金を活用し、簡易ベッド(プラスチック段ボール製)、パーテーションの追加備蓄を計画している。

物資調達・輸送

修正の背景

被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であったことや、各避難所への輸送を職員が自ら行った場合もあり、多くの労力が必要となった。

国・県の計画の修正内容

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

【概要】協定等に基づき、運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に努める。

これらを踏まえた本市の対応

物資支援部は、県及び協定を締結している自治体等からの救援食料等を「へつぎ防災広場」等の地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ配送する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する食料の供給・調達に関して県と情報共有を図る。

さらに、協定等に基づき、運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に努める。ことを追記した。

（風水害等対策編）

災害時応援協定の締結

九州福山通運株式会社と「災害時における物資輸送等に関する協定」を締結

（令和5年2月27日）

【協定内容】

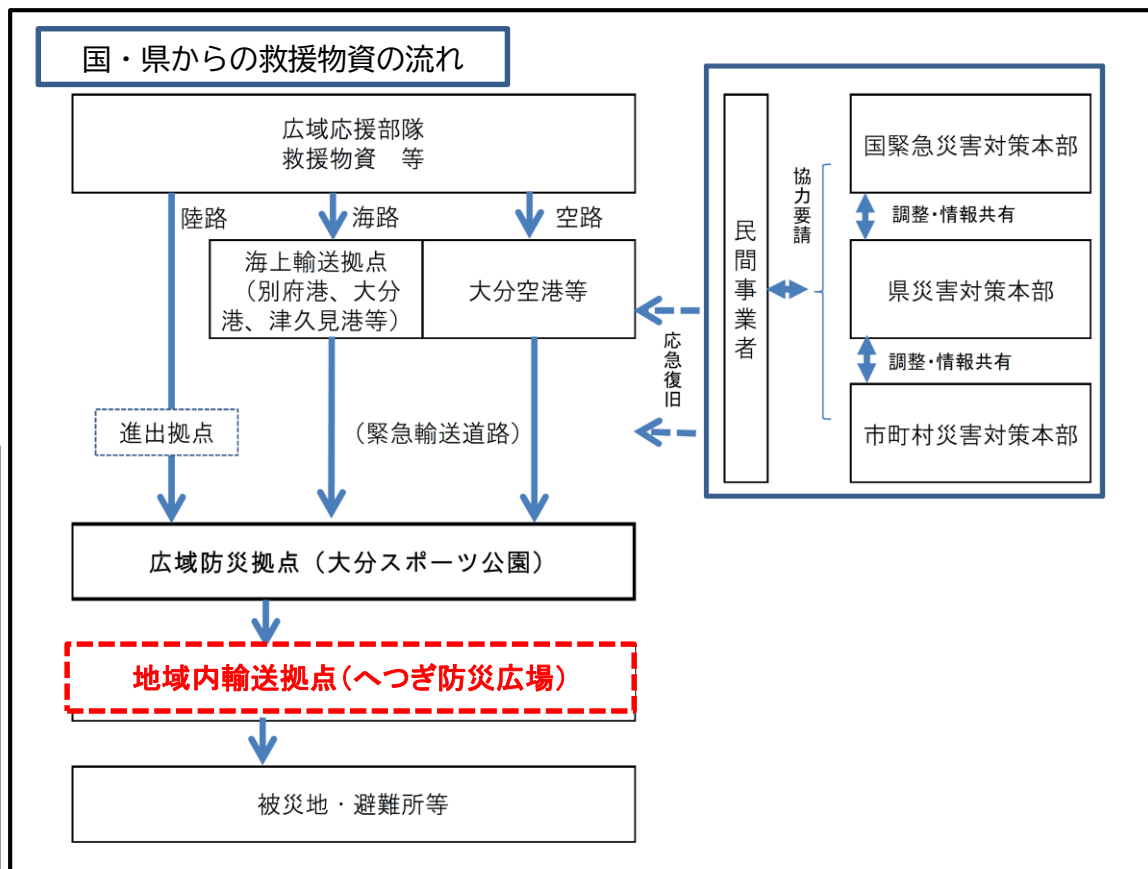
- ・本市が管理する物資輸送拠点施設から指定する避難所等への防災備蓄物資の配送業務
- ・本市が管理する物資輸送拠点施設の運営補助業務 等

「へつぎ防災広場」の整備

目的

南海トラフを震源とする巨大地震では、市内沿岸部は広域にわたって津波による浸水が予想されることから、津波の影響を受けないことに加え、主要幹線道路や県の物資集積拠点となっている大分スポーツ公園からのアクセス、地域バランス等を考慮し、災害救援物資の輸送拠点を整備。

また、大野川が氾濫した場合、戸次地区はほぼ全域が浸水する可能性があることから、風水害時における地域住民等の車輛の緊急避難場所としての機能を併せ持っている。



南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた修正

警戒本部運営

修正の背景

令和6年8月8日に日向灘で発生した地震に対して発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を踏まえ、本市独自で検証を行った結果、内閣府が定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、警戒本部を設置した際の本部廃止の時期、警戒すべき期間を新たに記載するなどの修正を行った。

これらを踏まえた本市の対応

警戒本部を設置した際の本部廃止の時期

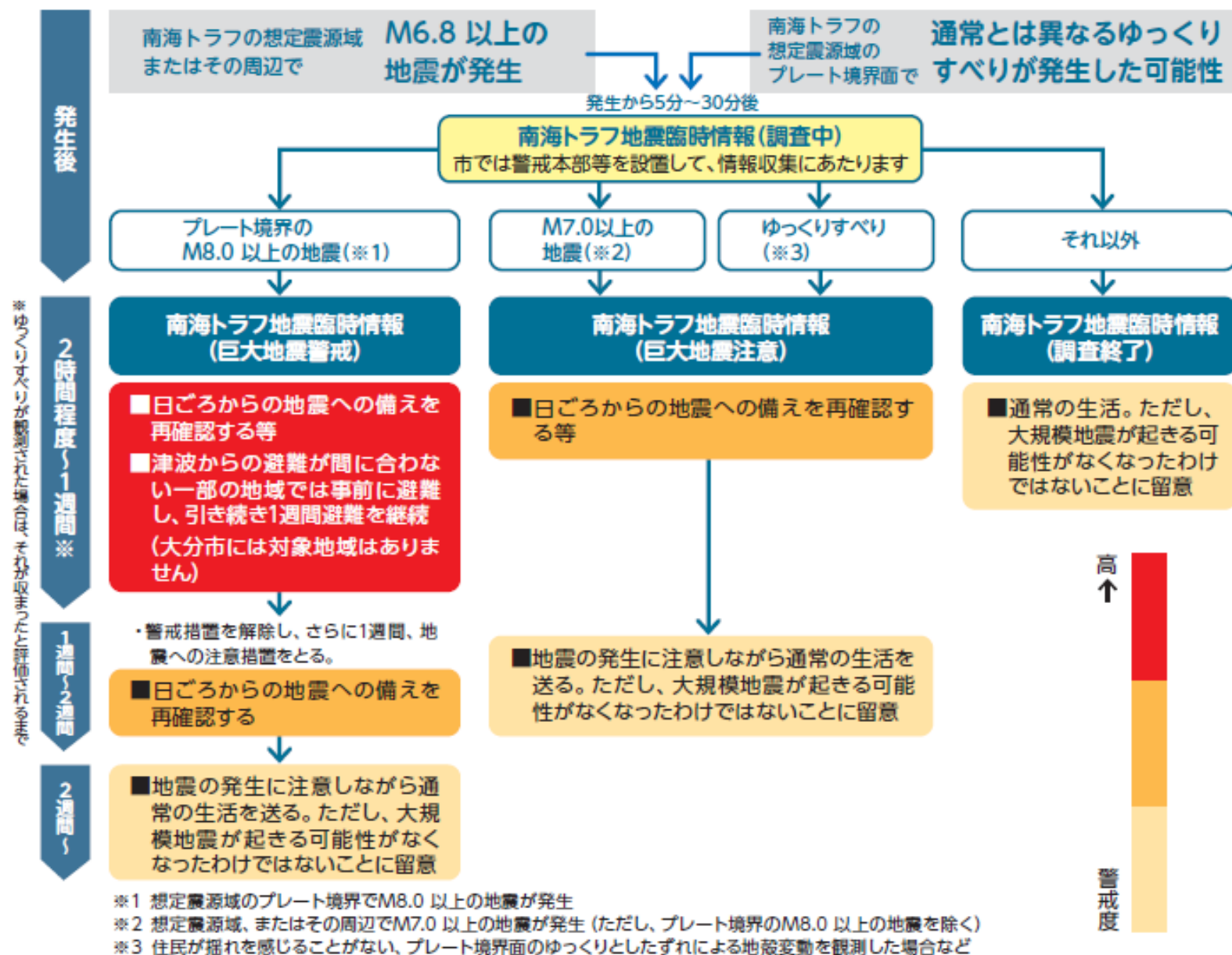
臨時情報の発表に伴い設置した警戒本部等については、警戒すべき期間が経過した後、本部長の判断で廃止する。ことを新たに記載。

（震災対策編）

警戒すべき期間

- ・「巨大地震注意」の場合
「1週間」(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間)
- ・「巨大地震警戒」の場合
さらに1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間)

南海トラフの東側で先に地震が発生した場合などの防災対応の流れ



(3) その他

関連する法令の改正を踏まえた修正

・活動火山対策特別措置法の改正

【概要】令和5年の一部改正において8月26日を「火山防災の日」と制定。防災関連行事等を通じて防災知識の普及・啓発を図る。

(風水害等対策編)

・医療法の改正

【概要】令和5年の改正において、災害支援ナースが法令等に基づく国の仕組みに位置付けられたことにより、派遣要請を県に対して行うこととする。

(震災対策編)